

京都市立京北病院事務分掌規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第180号

京都市立京北病院事務分掌規則

(組織)

第1条 京都市立京北病院（以下「病院」という。）に次の係を置く。

庶務係

診療係

看護係

訪問看護係

(職員)

第2条 病院に次の職員を置く。

院長

副院長

係長 4人

その他の職員 若干人

2 病院に事務長、院長補佐又は事務長補佐を置くことがある。

(職務)

第3条 院長は、上司の命を受け、病院の所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 副院長は、院長を補佐する。

3 事務長は、上司の命を受け、医療以外の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

4 院長補佐は院長が定める事務について院長を補佐し、事務長補佐は事務長を補佐する。

5 係長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

6 その他の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

(代理)

第4条 院長に事故があるときは、副院長がその職務を代理し、副院長に事故があるときは、医療については主管事務につき院長補佐、診療係長、看護係長又は訪問看護係長が、その他の事務については事務長がその職務を代理する。

2 事務長に事故があるときは、事務長補佐又は庶務係長がその職務を代理する。

(事務の概目)

第5条 病院において取り扱う事務の概目は、次のとおりとする。

- (1) 病院の庶務に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 収入及び支出に関すること。
- (4) 物品の調達並びに物品の出納及び保管に関すること。
- (5) 出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関に関すること。
- (6) 患者の受付及び入退院に関すること。
- (7) 給食に関すること。
- (8) 患者の診療、指導及び看護に関すること。
- (9) 臨床検査に関すること。
- (10) 調剤及び製剤に関すること。
- (11) 放射線の照射に関すること。
- (12) 健康診断の実施に関すること。
- (13) 介護保険法による訪問看護、居宅療養管理指導、短期入所療養看護及び介護療養施設サービスに関すること。
- (14) 病院事業として経営する診療所に関すること。

(報告)

第6条 所轄局長は、係の分掌する事務の概目を定め、総務局長に報告しなければならない。

附 則

この規則は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行する。

(総務局総務部文書課)